



かすみがうら市 学校統合だより

Tel 029-897-1111 0299-59-2111

Mail

gakkokyoikuka@city.kasumigaura.ibaraki.jp

発行 統合委員会事務局(かすみがうら市教育委員会学校教育課)〒300-0192 かすみがうら市大和田562

統合小学校開校に向けた協議すすむ

下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会と佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会では、これまで慎重に審議を行い、この度、校章・校歌の制作方法や体操服の取扱メーカー、また、スクールバスの運行範囲の方針を決定しました。

下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校
佐賀・安飾・志士庫統合小学校

委員会の開催経過

- ・12月17日…合同運営検討委員会を開催
- ・1月21日…合同統合委員会を開催
- ・2月4日…体操服取扱メーカー選定プレゼンテーションを開催

《共通》協議第3号 校章

校章については、デザイン会社に各統合小学校校章案の制作を依頼し、体操服と同様に、保護者による投票を実施したうえで、最終デザインの決定を行うこととしました。

依頼するデザイン会社については、霞ヶ浦中学校校章の制作にあたって、応募作品の中から選ばれた作品の補正並びにデータ化をおこなった「株式会社ツクバ・インフォメーション・ラボ」に依頼することとしました。これによって、両統合小学校校章に類似性をもたせることや全く別なデザインにすることなどの調整がしやすくなるのではと考えています。

《共通》協議第4号 校歌

校歌の制作については、これまでの協議によって、統合小学校の開校までの完成を目指し、専門家に制作を依頼することとしたことから、今回の統合委員会では、制作を依頼する専門家についての検討を行いました。

検討にあたっては、事前に、霞ヶ浦地区小中学校の

音楽科教諭にアンケートを実施し、参考にさせていただきました。

協議の結果、著名な作曲家で、小中学校校歌の制作を多く手掛けている、松井孝夫さんに依頼をすることとしました。

(代表作…「マイバラード」「そのままの君で」など)

《共通》協議第5号 体操服

2月4日、取扱メーカーの選定にかかるプレゼンテーションを開催しました。プレゼンテーションでは、現在の霞ヶ浦地区の7小学校の体操服を取り扱うメーカー2社と霞ヶ浦中学校の制服及び体操服を取り扱うメーカー2社の計4社を招いて各社の体操服デザインや材質、価格等の提案を聴き、項目別に採点を行いました。

その結果、両統合小学校の取り扱いメーカーともに、現在の下大津・美並・牛渡・佐賀・安飾・志士庫小学校の体操服を取り扱う「株式会社ママダ」に決定しました。

具体的なデザイン等については、来年度、学校への展示、保護者による投票を経て決定する予定です。

《共通》協議第6号 スクールバス

スクールバスの運行範囲については、これまでに実施した運行基準策定にかかるアンケートのほか、1月15日に事務局が主体となって実施した、美並小学校保護者との意見交換会で出された意見を踏まえ、統合委員会としての方針を決定しました。今後、事務局において、予算を含めた最終調整が行われます。

(裏面に運行基準の一部抜粋を掲載しています。)

霞ヶ浦地区統合小学校スクールバス運行基準（一部抜粋）

【スクールバス運行の目的】

- ・霞ヶ浦地区の小学校の統合によって、通学距離や通学時間が長くなり、負担が増えることとなる児童が、安全に通学し、また、元気に学校生活を送ることができるよう、通学を容易にするためスクールバスを運行します。あわせて、公平性の観点から同じ条件で美並小学校区でもスクールバスを運行します。

【スクールバスの車輛及び料金】

- ・統合小学校スクールバスは、中型バス(37人乗り程度)により無料で運行します。

【スクールバス利用対象】

- ・統合小学校の通学区域に居住し、自宅から統合小学校(下大津・美並・牛渡・穴倉小学校区は現在の美並小学校、佐賀・安飾・志士庫小学校区は旧北中学校)までの距離が、おおむね 2km 以上で、利用を希望し、年度及び通学班単位で利用登録をした児童を対象とします。

【停留所及び通学班】

- ・統合小学校からの距離が 2 km以上の地点に停留所を設置します。
- ・停留所については、集落または一団の集落に 1 か所程度の停留所を設置するものとします。地区によっては中型バスの通行が困難な道路もあり、停留所まで最大で 1 km程度を歩くことが想定されるため、通学班を編成して確実に登下校ができるよう運行します。
- ・通学班については、停留所ごとに班長を決め、休んだり、遅れたりする場合は、事前に班長宅に報告することとします。
- ・また、自宅からの通学距離が 2km 以内の児童であっても、指定の停留所を利用することで、スクールバスに乗車できるものとします。
1コースの最大乗車時間が 30～40 分程度となるよう、利用申込者(通学班)の分布状況等を考慮してコースを設定します。

【運行便数】

- ・運行便数は、朝の登校時 1 便、夕方の下校時 1 便とします。学年により下校時間に差異がありますが、低学年だけでの下校を避けることなどを目的として、全学年一斉下校とします。

【児童クラブへの対応】

- ・児童クラブ等への対応は、これまでの運用と同様に、各家庭での対応とします。

【スクールバス対象地区(対象集落)】

- ・統合小学校から概ね 2 kmを超える地区とします。(対象者となる地区の方には、後日、別途通知します。)

【運行基準の見直し】

- ・児童の入学及び卒業に伴う児童数の増減や利用状況等さまざまな変化に対応しつつ、効率的な運行に資するため運行本数、運行コース、運行料金等を含めた運行基準の見直しを行うこととします。